

# 令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託仕様書

## 1 目的

現在、保育現場においては、子どもや保護者への適切な対応に苦慮する事案の増加、市民からの苦情の増加、ケガや誤食等の事故の増加など、様々な問題が発生している。このような実態から、人権保育を土台とした子どもや保護者への関わりや相談業務、児童虐待の早期発見、事故予防・安全管理についての基礎的知識から専門的な知識を含む幅広い研修実施が求められている。

そこで、保育施設等の職員を対象に保育の専門性を磨く研修を実施し、保育施設等職員の資質の向上を図るとともに、リーダー的立場の職員に対し、組織強化を目的とした研修を行うことで、それぞれの保育施設現場における人材育成の強化を図る。

## 2 対象

大阪市内の保育施設等（私立保育所、公設置民営保育所、公立保育所、認定こども園、地域型保育事業所）の職員（保育士、保育教諭、保育従事者、施設長、看護師、栄養士、調理員等）

【参考：令和7年4月1日現在 市内の私立保育所 389 か所、公設置民営保育所 32 か所、公立保育所 50 か所、認定こども園 139 か所、地域型保育事業所 229 か所】

## 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

## 4 業務内容

別紙1「令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託」のとおり

- (1) 受注者は、対象となる全ての保育施設等に研修内容を周知のうえ、実施すること。研修の周知にあたっては、各施設への周知の3日前までに、周知内容を当センターまで報告すること。また、月別の実施予定一覧を作成し、各実施月の前月15日までに各施設に周知を図ること。また、研修受講者に各保育施設等にて伝達研修を必ず行うように周知すること。
- (2) 受講料は、無料として実施すること。なお教材を用いる研修の際に実費負担を要する場合、費用の徴収・管理については受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに年間研修計画を作成し、本市に提出すること。
- (4) 受注者は、別紙1「令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託」の内容に応じて、対面による研修もしくはオンラインによる研修を実施すること。なお対面による研修を主とし、オンラインによる研修についてもライブ配信方式（講義を動画配信により視聴するもので、受講者同士のグループワークや、講師、受講者双方向の意見交換等も可能）により実施することが望ましいが、状況によってオンデマンド方式（受講者が任意の時機に動画視聴をするもの）により実施することも可能である。

(5) 受注者は、対面による研修の場合は、別紙1「令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託」にある研修内容、対象者数に見合った会場を確保し、設営、音響、映像等準備、撤収までを実施すること。なお、事業を実施するにあたり、実施予定場所等の近隣住民に迷惑にならないように配慮すること。なお、契約期間内に最大で10回まで大阪市保育・幼児教育センターの講堂等を無償で利用することが可能である。利用の日程については発注者と調整すること。

(6) 受注者はそれぞれの分野に精通し、その研究・研修の目的を理解し、受講者にふさわしい研究内容等を講義できる講師を選択すること。

(7) 受注者は、1回あたりの研修の時間設定について、2時間30分以上を原則とすること。

(8) 研修実施時間は、保育業務に支障のないように、且つ、各施設の状況に応じて、参加促進できる時間帯を設定すること。

(9) 受注者は、年間研修計画に基づき、速やかに講師等と連携をはかり、研修を実施すること。感染症拡大や災害等により研修年間計画が変更となる場合は、事前に調整を行い、適切な時期及び手法で実施すること。

(10) 受注者は、計画に基づき、速やかに講師等と連携をはかり、研修実績報告書を研修ごとに全日程完了後、翌月20日以内に提出すること。

(11) 受講者のアンケートは毎回実施し、その結果についても前項の研修実績報告書とともに、翌月20日以内に報告すること。アンケートの設問及び報告様式については、当センターが定めるものとする。

(12) 全事業完了後、業務完了報告書を作成のうえ速やかに提出すること。

(13) 年間を通じて、全対象施設が参加できるよう、積極的な受講を促すこと。

## 5 受注者として果たすべき責任

### (1) 個人情報保護の取り扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報保護条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

### (2) 情報公開への対応

受注者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

### (3) 職員の資質向上

受注者は、人権問題について正しい知識を持って業務を遂行できるよう、職員の資質、技能等の向上及び個人情報保護のために必要な研修を年1回以上実施するとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

### (4) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 受注者は、事業実施における安全管理を徹底すること。

ウ 受注者は、事業実施をするにあたり宗教活動及び政治活動、及び特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。

エ 午前7時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午前中または全日開催予定の研修等を中止する。

午前11時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合については、午後開催予定の研修等を中止する。

(ア) 大阪市に「暴風警報」または「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合

(イ) 大阪市内のいずれかの地域において、河川氾濫の「避難準備」「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

(ウ) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。また、地震に係る「警戒宣言」が発表されている場合

※研修受講中に警報が発表された場合の取扱いについては、その時点で判断し、上記の理由で研修等を休講した場合、その後の取扱いについては発注者と対応を確認のうえ決定する。

※災害や不測の事態により、研修を中止した場合、または代替研修の実施にかかる費用については、受注者負担とする。

オ 受注者は、その他、この仕様書に定めのない事項または委託業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

## 6 再委託に関する取扱い

(1) 大阪市保育施設等職員研修事業委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な

指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## 7 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「別紙 2」にて本市に報告書を提出すること。

## 8 仕様書に関する問合せ先

大阪市保育・幼児教育センター（住所：大阪市旭区高殿 6-14-6）

電話：06-6952-0177 FAX：06-6952-0178

## 令和8度大阪市保育施設等職員研修事業委託

別紙1

研修名	研修内容	対象者	対象者数	実施回数
施設長研修	・施設長としての責務や資質向上、職員の人材育成、管理能力の向上について	施設長	各回 300名	3回
主任保育者 研修	・リーダーとしての役割と責務について ・職員の人材育成、マネジメント力の向上について	保育士等 (主任)	各回 300名	4回
新規採用保育者 研修	・子どもの育ちを支えるための保育実践に役立つ具体的な内容 ・保育者としての職務及び責任について	保育士等 (新規採用)	各回 200名	4回
保育実践研修	・5領域に基づいた子どもの豊かな育ちにつながる具体的な実践について	保育士等	各回 100名	7回
食育研修	・食べる意欲を育てるための食育のあり方について ・食物アレルギーのある子どもへの理解と対応について	保育士等、栄養士 看護師、調理員	各回 300名	3回
子どもの保健 研修	・健康で安全な生活に必要な保健、衛生に関する知識について ・子どもに多い病気や感染症への理解と対応について	保育士等、栄養士 看護師、調理員	各回 300名	2回
安全管理研修	・子どもの事故の実態を知り、安全な保育をするための留意点や事故予防について	保育士等、栄養士 看護師、調理員	各回 300名	3回
特別支援 教育・保育研修	・子どもの発達過程や特別なニーズがある子どもに対する理解について	保育士等 看護師	各回 300名	3回
人権保育 研修	・人権問題に関する認識を深め、人権感覚を高める内容について (LGBTQ・多文化共生等)	保育士等、栄養士 看護師、調理員	各回 300名	3回
相談援助 研修	・ロールプレイやグループ演習等の実践を通して相談援助技術の向上について	施設長 保育士等	各回 100名	5回
テーマ別研修	・乳幼児教育・保育の情勢変化に伴うタイムリーな内容や課題解決に向けた具体的な内容	保育士等	各回 300名	7回
連続講座	・一つのテーマを3回にわたり、掘り下げていくことで、教育・保育の質の向上を図る内容	保育士等 (同じ人が連続)	各回 100名	3講座 × 3回
計				53回
研修等報告発行	研修等集録（総括）を作成し、研修対象全施設に周知する。	研修等集録1回		

## 【別紙2】

### 令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

#### 1 事業者名等

事業者名	令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託
担当者名	
連絡先	

#### 2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)